昭和二十八年政令第百四十八号 金管理法施行令

するため、この政令を制定する。 内閣は、金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)第三条第一項の規定に基き、及び同法を実施 第一条 この政令及び金管理法 (定義)

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める金量は、金鉱物の製錬又は採取により同一月中に 新たに取得した粗金の総量中に含まれる金量(以下「基本金量」という。)の百分の五に相当す 及び金地金をいう。 において、「金鉱物」、「粗金」及び「金地金」とは、それぞれ法第二条に規定する金鉱物、粗金:一条 この政令及び金管理法(以下「法」という。)に基き、又は法を実施するため定める省令 (政府に売却すべき金量)

る金量とする。但し、基本金量の百分の五に相当する金量に十グラム未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てる。

第三条 金鉱物を輸入した者が、輸入契約の定めるところにより、当該金鉱物の製錬によつて取得 の総量中に含まれる金量から控除して得た金量をその月分の基本金量とみなして、 けたときは、その承認を受けた金量を当該粗金を取得した日の属する月中に新たに取得した粗金 ない場合において、当該粗金を取得した者が、法第三条に規定する期限内に財務大臣の承認を受 された粗金を精製して得られる金地金の全部又は一部を当該契約の相手方に輸出しなければなら 前条の規定を

政府に売却する前に、災害その他やむを得ない事由により当該粗金又は当該粗金の精製により得法第三条第一項に規定する者が、同条の規定により、新たに取得した粗金を金地金に精製して れぞれその月分の新たに取得した粗金の総量又は基本金量とみなして、 たに取得した粗金の量又は当該粗金中に含まれる金量から控除して得た粗金の量又は金量を、そ られた金地金の全部又は一部を喪失した場合において、その者が財務大臣の承認を受けたとき その承認を受けた粗金又は金地金の金量をその者が当該粗金を取得した日の属する月中に新 前条の規定を適用する。

則

この政令は、昭和二十八年八月一日から施行する。

左に掲げる政令は廃止する。

2

貴金属管理法の一部を改正する法律附則第三項の期限を定める政令金管理法施行令(昭和二十五年政令第百十五号) (昭和二十七年政令第二百七

則 (昭和二九年九月六日政令第二六五号)

適用する。 この政令は、 公布の日から施行し、 昭和二十九年九月一日以後に新たに取得する粗金について

附 則 (昭和三〇年四月二八日政令第六六号)

この政令は、昭和三十年五月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇七号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。